

通達甲警第26号

平成29年4月10日

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

茨城県警察職員の配偶者同行休業取扱要綱の制定について
このたび、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年茨城県条例第3号）及び
職員の配偶者同行休業に関する規則（平成26年茨城県人事委員会規則第6号）に基づ
き、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な職員の継続的
な勤務を促進することを目的として、別添のとおり「茨城県警察職員の配偶者同行休
業取扱要綱」を制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

茨城県警察職員の配偶者同行休業取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員の配偶者同行休業の取扱いについて必要な事項を定める。

第2 対象職員

全職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される者を含む。）とする。ただし、次のいずれかに該当する職員を除く。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的に任用される職員
- (3) 任期を定めて任用される職員
- (4) 再任用職員
- (5) 条件附採用期間中の職員

第3 配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由

配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由は、次に掲げるもの（6ヶ月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。）とする。

- (1) 外国での勤務
 - 法人その他の団体に所属して外国において勤務することをいう。
- (2) 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
 - 外国における事業の経営等をいい、次に掲げる活動を含む。
 - ア 法律、医療等の専門的知識又は技能が必要とされる業務に従事する活動
 - イ 報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動
 - ウ 音楽、美術、文学その他の芸術上の活動
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学
外国の大学の学部や大学院の課程の履修及び外国の大学や大学院で行われる授業の聽講や履修（聽講生、科目等履修生等）等をいう。

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、これらに準ずる事由として茨城県人事委員会が認めたもの

第4 承認要件

配偶者同行休業は、次のいずれにも該当する場合に承認することができる。

- (1) 公務の運営に支障がないと認められること。
- (2) 勤務成績が良好であること。
- (3) 配偶者同行休業後も、引き続き5年以上勤務する意思を確認できていること。
- (4) 以前に配偶者同行休業をしたことがある場合には、前回の配偶者同行休業後、5年以上勤務した期間があること。

第5 承認期間

承認期間は、3年を限度とする。

第6 申請及び承認

- 1 配偶者同行休業の承認を受けようとする職員は、配偶者同行休業申請書（職員の配偶者同行休業に関する規則（平成26年茨城県人事委員会規則第6号）別記様式。以下「申請書」という。）に、休業の事由を証明する書類（配偶者の転勤辞令、入学許可証、査証（又はその申請書）の写し等）及び配偶者同行休業から職務に復帰した後も引き続き5年以上勤務する意思があることを記した確認書（別記様式第1号）を添付し、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに、所属長に提出すること。
- 2 所属長は、1の規定により職員から申請があった場合には、配偶者同行休業承認申請に係る意見書（別記様式第2号）を付し、警務部長を経由して速やかに警察本部長（以下「本部長」という。）に提出する。
- 3 本部長は、1の規定による申請書及び添付書類並びに2の規定による意見書の提出があり、承認することが適當と認めたときは、配偶者同行休業承認通知書（別記様式第3号。以下「承認通知書」という。）を所属長に送付する。
なお、承認することが適當でないと認めたときは、理由を付してその旨を通知する。
- 4 所属長は、3の規定により送付のあった承認通知書を速やかに職員に交付する。

第7 延長申請

- 1 配偶者同行休業をしている職員は、第5に規定する期間の範囲内において、休

業期間の延長を申請することができる。ただし、再度の延長の申請は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年茨城県条例第3号）第6条の2に規定する特別の事情がある場合に限る。

2 1の規定による延長の申請の手続は、当初の申請の例による。

第8 休業状況の報告等

1 配偶者同行休業をしている職員は、次のいずれかに該当する場合には、配偶者同行休業状況変更届（別記様式第4号）を所属長に提出すること。この場合において、所属長は、届出の内容について確認するため必要と認める書類の提出を職員に求めることができる。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 配偶者が外国に滞在する事由が、職員の配偶者同行休業に関する条例第4条の事由に該当しなくなった場合
- (5) 配偶者同行休業をしている職員が、出産に係る特別休暇（職員の休日及び休暇に関する規則（昭和29年茨城県人事委員会規則第13号）別表第1の25の項）を取得することとなった場合

2 配偶者同行休業をしている職員は、申請書に記載した事項のうち次に掲げる事項に変更が生じることとなった場合には、所属長及び警務部長を経由して遅滞なく、その旨を本部長に届け出ること。

- (1) 配偶者の氏名及び職業
- (2) 配偶者の外国滞在事由（失効及び取消事由に該当する場合を除く。）及び当該事由が継続することが見込まれる期間
- (3) 外国滞在中の住居又は居所

3 所属長は、配偶者同行休業をしている職員の生活の状況等を把握するため、当該職員に対し半年に1回、状況報告を求めることとする。この場合において、所属長は、必要と認める書類の提出を職員に求めることができる。

第9 承認の取消し

1 次のいずれかに該当する場合には、配偶者同行休業の承認は取り消すこととする。

- (1) 第8の1(3)から(5)までのいずれかに該当する場合
 - (2) 配偶者同行休業をしている職員について、育児休業を承認する場合
- 2 所属長は、第8の1に規定する届出があった場合は、警務部長を経由して速やかに本部長に提出する。この場合において、警務部長は、必要があると認めるとときは、配偶者同行休業状況変更届に係る所属長の意見を求めることができる。
- 3 本部長は、承認を取り消すことが適当と認めたときは、警務部長を経由して速やかに配偶者同行休業承認取消通知書（別記様式第5号。以下「承認取消通知書」という。）を所属長に送付する。
- 4 所属長は、3の規定により送付のあった承認取消通知書を速やかに職員に交付する。

第10 承認の失効

配偶者同行休業をしている職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は第8の1(1)若しくは(2)に該当することとなった場合には、配偶者同行休業の承認はその効力を失う。

第11 給与の取扱い

- 1 配偶者同行休業をしている期間については、地方公務員法第26条の6第11項において準用する同法第26条の5第3項の規定により給与を支給しない。
- 2 月の中途において配偶者同行休業を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合においては、当該月の給与については、日割計算により支給する。
- 3 期末手当及び勤勉手当については、基準日において休業中の場合には支給しない。また、期末手当に係る在職期間の算定については、休業を取得した期間の2分の1を在職期間から除算し、勤勉手当に係る勤務期間の算定については、休業を取得した期間の全期間を勤務期間から除算する。
- 4 配偶者同行休業を取得したことのある職員が退職した場合の退職手当の計算については、計算の基礎となる勤続期間から配偶者同行休業をした期間を除算する。
- 5 職務復帰後における号給の調整を行う場合は、2分の1以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その者の号給を調整する。
- 6 配偶者同行休業をしている職員は、引き続き警察共済組合の組合員とする。
- 7 配偶者同行休業の取得期間中は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121

号) は、適用されない。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、配偶者同行休業に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

<別記様式略>